

# お知らせ

取付ます・取付マンホールの設置ルールが変わります！！

<令和7年4月28日より>

① 取付ます設置基準を公開します。

<令和7年11月1日より>

② 宅地分譲、開発行為に伴う取付ます等の公費設置を終了いたします。

※宅地分譲：土地を分譲することで複数の取付ますが必要となるものを指します。

※開発行為：都市計画法第29条の許可を必要とするもの、建築基準法第42条第1項第5号の指定を受ける道路またはこれに類する道路を伴うものを指します。

開発指導課または建築指導課との事前協議が既に完了しており、令和7年10月31日までに都市計画法第32条に関する申請を受け付けたものについては、公費での設置が可能です。



<令和8年4月1日より>

③ 供用開始区域(公示済み敷地)への取付ますの公費設置を終了いたします。

※令和8年3月31日までに申請を受け付けたものについては、公費での設置が可能です。

※過去に『取付管及び取付マス設置不要届』を提出し、3年以内は公費による取付ますを設置しないとなった敷地についても、令和8年3月31日までの申請受付で、公費設置が可能となります。

倉敷市環境局下水道部下水建設課  
TEL 086-426-3565  
FAX 086-425-5645  
E-mail:swcnst1@city.kurashiki.okayama.jp



事業計画区域・供用開始区域については、  
下水経営計画課窓口「情報閲覧システム」で確認できます。

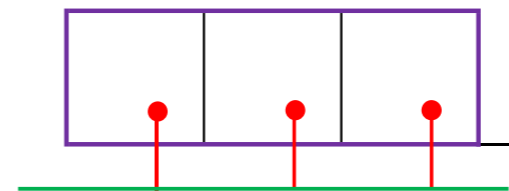
# ルール変更のイメージ (1/2)

～令和7年10月31日

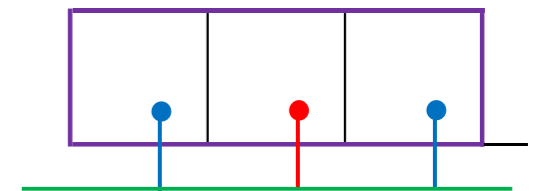
令和7年11月1日～

②-1 宅地分譲(開発許可不要)

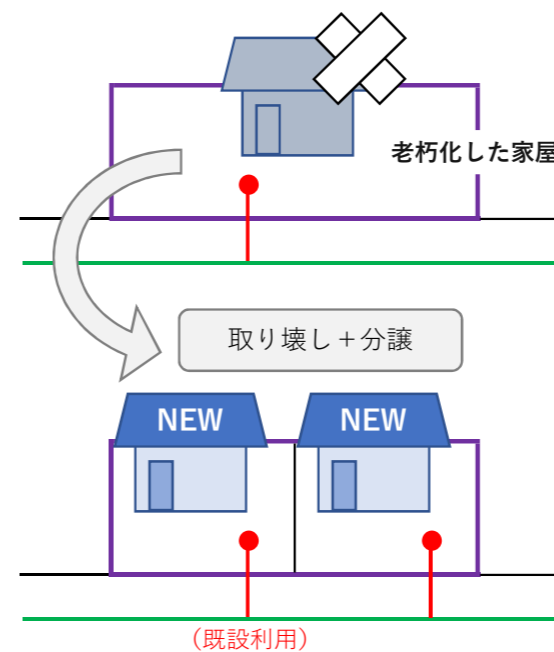
(市が全ての取付ますを設置)



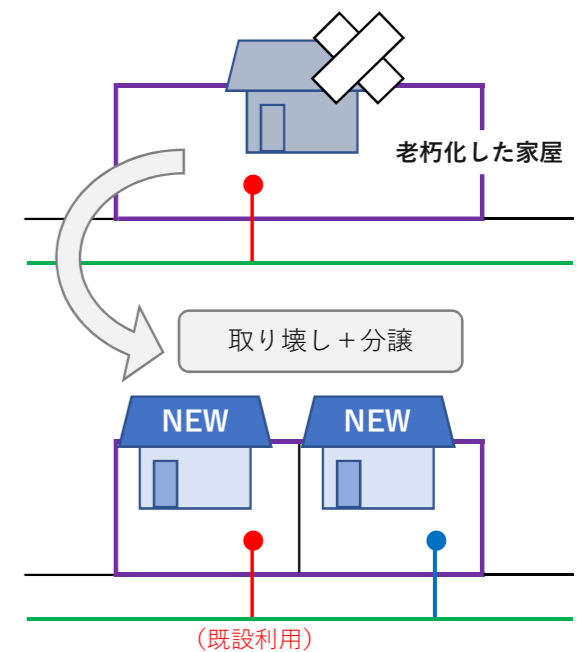
(市が1つまで取付ますを設置)



(市が全ての取付ますを設置)



(販売者等が追加する取付ますを設置)



● 市施工  
● 申請者施工  
— 下水道本管

# ルール変更のイメージ (2/2)

※ここで示すのは一例です、詳細は下水建設課へお尋ねください。

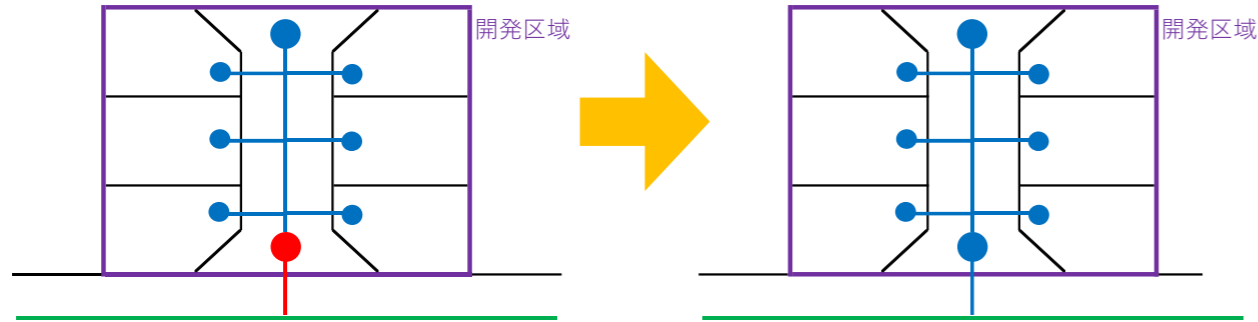
～令和7年10月31日

令和7年11月1日～

## ②-2 開発許可が必要または位置指定道路等を伴う開発行為

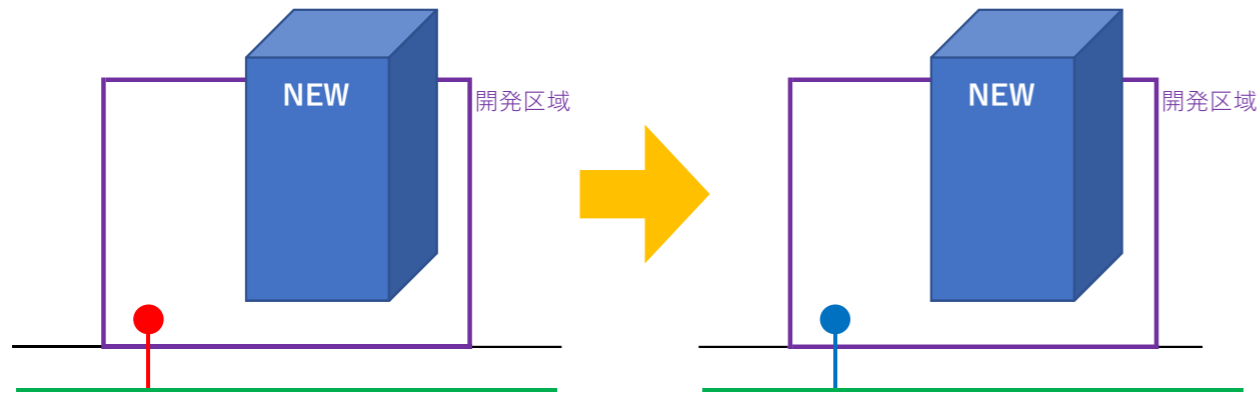
(市が取付マンホールを設置)

(開発事業者等が取付マンホールを設置)



(市が取付ますを設置)

(開発事業者等が取付ますを設置)



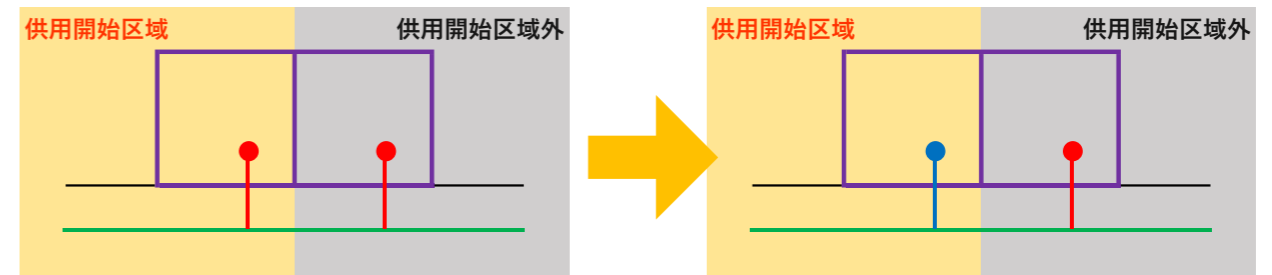
～令和8年3月31日

令和8年4月1日～

## ③-1 供用開始区域

(供用開始区域でも市が取付ますを設置)

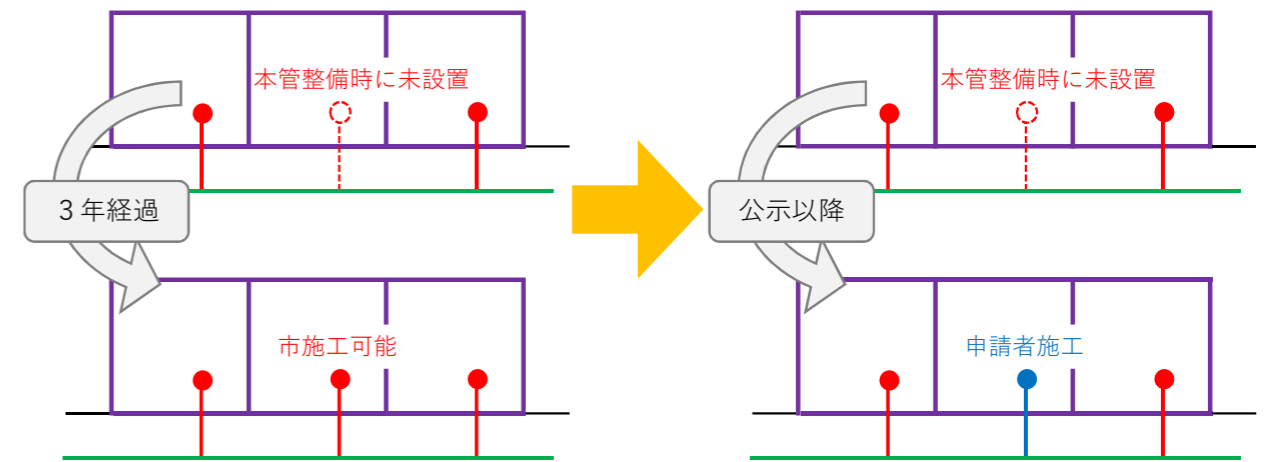
(供用開始区域は申請者が取付ますを設置)



## ③-2 公費設置3年制限の廃止

(供用開始の公示後、3年経過で市が設置)

(供用開始の公示以降、申請者が設置)



宅地等で取付ます未設置の場合、供用開始から3年間は公費設置不可（3年経過で公費設置可能となる）  
 ※経過措置により、現在は3年未経過でも公費設置可能

供用開始の公示以降、公費設置不可

